

令和6年12月27日

各位

東峰村長 眞田秀樹

軽自動車税納税証明書の交付誤りについて

このことについて、住民福祉課において、軽自動車税納税証明書（以下「納税証明書」といいます。）の交付誤りがありましたので、下記のとおり御報告いたします。また、関係者の皆様には、御迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

記

1 概要

令和6年12月23日にA氏が小石原庁舎税務窓口に来庁され、同日に窓口で交付された納税証明書が別人のものであったとの申出があった。この申出を受け調べたところB氏の納税証明書を誤ってA氏に交付していたことが発覚した。

2 漏洩した情報

B氏の氏名、住所、車両番号

3 原因

交付申請書を確認せず別人の納税証明書を作成し、さらに納税証明書を交付する際に本人確認を怠ったため。

4 対応

来庁されたA氏に謝罪し、誤って交付した納税証明書を回収した上で、正しい納税証明書を作成し交付しました。

また、B氏と直接お会いして経緯を説明して謝罪しました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知し、納税証明書等の交付時における申請内容の確認を徹底いたします。